

びしん 教育贈与非課税専用口座

平成25年度税制改正により、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」が創設され、祖父母等の方からお孫さま等への教育資金の贈与が1,500万円まで非課税となります。

Point
1

非課税措置を受けられるのは、**平成27年12月31日**までの贈与が対象です。

Point
2

受贈者1人あたり**1,500万円**までが非課税です。
(塾や習いごとなど学校等以外は500万円まで非課税となります。)

Point
3

受贈者(お孫さま等)が**30歳**になるまでの教育資金が非課税の対象です。

Point
4

払出しの際は、教育資金に充てたことがわかる**領収書等**の提出が必要です。

制度の仕組み

祖父母のみなさま
(贈与者)

①教育資金の贈与

受贈者お一人につき
最大1,500万円まで

お孫さま等
(受贈者)

②受取資金
の預入れ

⑤領収書等
の提出

⑥お引き出し

尾西信用金庫

③教育資金の支払

④領収書等の受取

教育機関
(学校・塾等)

※キャッシュカード、インターネットバンキング、口座振替のお取扱いはできません。
※図は、本預金から資金を引き出す手順のイメージです。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。



尾西信用金庫

<http://www.bi-shin.co.jp/>

びしん教育贈与非課税専用口座

教育資金の範囲	<p>非課税措置の対象となる教育資金の範囲は以下のとおりとなります。詳しくは窓口にご照会いただくか、文部科学省のホームページをご参照ください。</p> <p>①学校等に対して直接支払われる金銭 学校等※への支払は上限1,500万円 ※学校等:幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等</p> <p>②学校等以外※の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの 学習塾やスポーツ教室等の習いごと等への支払は、上記1,500万円のうち500万円を上限として非課税となります。 ※学校等以外:学習塾、スポーツ教室、文化・芸術にかかる教室等</p> <p>③対象となる費用 ※領収書等が発行されることが必須となります。 ・学校等の場合 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等 ・学校等以外の場合 学習塾やスポーツ教室等に直接支払われる月謝等</p>
ご利用いただける方	直系尊属と書面で贈与契約を締結している30歳未満の個人
対象となる預金	貯蓄預金
適用金利	店頭表示金利
お預入れ期限	平成27年12月30日まで
口座開設方法	お近くの尾西信用金庫の窓口でお申込みいただけます。
お預入れ方法	本預金の口座開設店の窓口で申告書等のご提出とともにお預入れできます。
お預入れ金額	100万円以上1,500万円以下
お引き出し方法	<ul style="list-style-type: none">・お引き出し方法は、お客様ご自身で教育資金をお支払後に領収書等を当金庫にご提出の上、指定していただいた普通預金へ翌営業日に振り替えます。・教育資金の支払を証明する領収書等(原本)を支払日から1年以内に窓口にご提出ください。1年以上の場合は受付できませんのでご注意ください。・領収書等の提出がない場合や教育資金以外の払戻しなどは、お引き出しはできません。
ご解約について	<p>以下のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座は直ちに解約してください。なお、ご終了時に残高がある場合は、贈与税が課税されます。</p> <p>※教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額がある場合、その残額に対し、特約が終了した日に属する年に贈与があったものとして贈与税が課せられます。ただし、ご預金者(お孫さま等)が亡くなられたことにより特約が終了した場合は、贈与税は課せられません。</p> <p>①ご預金者が30歳になられた場合 ②ご預金者が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、ご預金者と当金庫との契約終了の合意があった場合</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">●お孫さま等およびご来店者さまのご本人確認書類…運転免許証、保険証等●お孫さま等のご印鑑…口座開設に当たり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。●戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写し(原本)…直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本または戸籍抄本および住民票の写し(お孫さま等が未成年の場合は、親権者2名を含みます)の原本をご提出ください。●贈与契約書(原本)…あらかじめ書面で祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約書を締結していただき、原本をご提示ください。贈与契約書の書式は窓口でご用意しています。●教育資金非課税申告書(原本)…申告書は当金庫から税務署に提出します。申告書は窓口でもご用意しています。

